

◇転入時の手続きについて◇



転入時には、次のような手続きが必要になります。該当するものはお早めにお手続きをお願いします。

白馬村キャラクター

【保険手続きなど】

※裏面【くらし】のご案内もご覧下さい。

ウエストワール・ショールプラン・村男Ⅲ世

	手続き内容	手続きの場所	ご用意いただくもの・その他
転入届	住民異動届に記入してください。 庁内で必要な手続きについては、別途ご案内します。	住民課	●前住所地で発行された「転出証明書」・印鑑・運転免許証等本人確認ができるもの。 ●海外からの転入には、転入される方の戸籍抄本及び附票・パスポートをご持参ください。
住民基本台帳カードをお持ちの方	住民基本台帳カードをご提示ください。 ●カードの継続使用の手続きをします。 ●前住所地で電子証明の交付を受けていた方で、引き続き電子証明の交付が必要な方は交付申請をしてください。	住民課	●住民基本台帳カード（窓口で暗証番号を入力していただきます） ●電子証明の交付申請には身分証明書、手数料の500円、電子証明書用の暗証番号が必要となります。
年金（受給者）	窓口でハガキをお渡ししますので、受給者の住所変更をしてください。	住民課	基礎年金番号がわかるもの。
国民健康保険の加入	健康保険に加入されていない方は保険証の交付申請をしてください。【前住所地から継続加入の方はお手続きは不要です。】	住民課	退職された場合は離職票、所得証明など前年度の所得のわかるもの。
後期高齢者医療保険（75歳以上の方）	75歳以上の方はお知らせください。【保険証は後日送付となります。】	住民課	県外から転入された方は、負担区分等証明書等、前住所地から発行された証明書等。
介護保険（65歳以上の方）	65歳以上の方はお手続きください。【保険者証は後日送付します。/介護保険認定を受けている方は、サービスご利用についてご案内します。】	健康福祉課	介護保険認定を受けている方は前住所地発行の受給資格証明書。
福祉医療（子ども等、障がい者、母子家庭等）	該当の方は申請手続きをしてください。	住民課	受給対象者の健康保険証、印鑑、口座番号を確認できるもの。
児童手当（所得制限有）	中学3年生までのお子さんのいるご家庭の方は児童手当認定請求書をご記入ください。	健康福祉課	請求者の健康保険証、印鑑、口座番号を確認できるもの、前住所地等の所得証明書。
児童扶養手当（所得制限有）	母子家庭等で18歳までのお子さんのいる方	健康福祉課	手当証書
特別児童扶養手当（所得制限有）	精神や身体に手当支給に該当する障がいのある20歳未満のお子さんのいる方	健康福祉課	手当証書
障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳	各手帳を保持している方は住所変更手続きをしてください。	健康福祉課	お持ちの手帳、印鑑
自立支援医療	該当の方は住所変更の手続きをしてください。	健康福祉課	受給者証、健康保険証、印鑑、前住所地の所得証明書

【くらし】		お問合せ先	ご用意いただくもの・その他
行政区への加入	村では29の行政区が協力しあい村づくりをしています。住所を置かれた区へのご加入をお願いします。	総務課	転入時に住民課でお渡しする同意書をご記入ください。
上下水道等の使用開始	上下水道を新たに使用される場合は使用申請手続きと料金の納入についてご案内します。	上下水道課	印鑑
雑排水の汲み取り	雑排水の汲み取りを希望される方はお申し込み方法などをご確認ください。	住民課	
ごみの出し方	ごみの分け方、出し方のご案内をします。	住民課	
小さなお子さんの健康相談等	保健師・栄養士からお子さんの検診・予防接種などのご案内をします。	健康福祉課	母子健康手帳
妊婦の方	前住所地発行の未使用の妊婦一般健康診査受診票、マタニティ教室のご案内をします。	健康福祉課	母子健康手帳・前住所地発行の未使用の妊婦一般健康診査受診票
お子さんの一時お預かり	平日等の未満児のお子さん、小学校のお子さんの放課後の一時お預かりができます。	健康福祉課	
保育園の入園	入園を希望される方は入園手続きをしてください。	健康福祉課	前住所地の所得証明書
小中学校の転入	住民課での転入手続きの際にお渡しする通知を教育委員会にお持ちください。	教育委員会	住民課発行の「住所変更に関する届出通知」
犬の登録	犬を飼っている方は登録をしてください。	住民課	前住所地で発行された鑑札（鑑札がない場合は新たに鑑札発行手続きが必要です。）
ユーテレはくば(ケーブルテレビ)の加入	ケーブルテレビを利用される方は手続きをしてください。	総務課	
交通災害共済	交通事故に備えた共済です。ご加入を希望される方はお申し込みをしてください。	総務課	
税金関係	税金に係る手続き、納税等相談のある方はお尋ねください。	税務課	
各種車両の手続き 原動機付自転車 (125cc以下)	前住所地の廃車申告受付書を持参し、登録をしてください。(前住所地で手続きしていない場合は、ナンバープレートと印鑑を持参してください。)	税務課	廃車申告受付書、前住所で未手続の場合はナンバープレート
軽二輪車(125cc超 250cc以下) 二輪小型(250cc超) 軽四輪自動車	住所変更の手続きが必要です。 手続き場所にお問い合わせください。	長野軽自動車協会松本出張所 又は 大町支部	長野軽自動車協会松本出張所 電話0263-58-3220 長野軽自動車協会大町支部 電話0261-22-1276
ながの子育て優待 パスポート	18歳までのお子さんがあるご家庭に配布します。	健康福祉課	長野県の事業です。お持ちでない方はお声かけください。
乗合タクシー	50歳以上、妊婦の方等がお申込みいただけます。	健康福祉課	
温泉施設利用券	65歳以上、身体障害手帳保持者の方等がお申込みいただけます。	健康福祉課	

※村税等の納付は、便利で確実な口座振替をお勧めします。手続きは村内金融機関・郵便局へお申し出ください。

※各種お手続きの際にご本人確認、押印を依頼することがありますのでご承知おきください。